

令和7年度 伊予市立中山小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日 改訂

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう（「いじめ防止対策推進法」より）。この考え方のもと、いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、「いじめは、どの子どもにも、どの学級でも起こりうるもの。そして、誰もが被害者にも加害者にもなる。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、学校いじめ防止基本方針を策定した。

【中山小学校いじめ防止対策委員会】

【校内】

全教職員

【家庭地域等】

PTA
学校運営協議会 主任児童委員
学校医
中山駐在所

【外部専門家】

人権擁護委員
教育相談員
巡回相談員
SC、SSW

【関係機関】

伊予市教育委員会
愛媛県福祉総合支援センター
子ども家庭センター
医療機関
伊予警察署

【いじめの防止】

いじめのない明るく楽しい学校づくりに向け、校内の生徒指導体制の確立、家庭・地域社会との連携強化、いじめ問題を自分たちの問題と捉えることができる児童の自己指導能力の育成に努める。

- 1 特定の教職員が問題を抱え込むことなく、いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップのもと、全教職員が協力した指導体制を確立する。
- 2 互いのことを認め合い、心のつながりを感じることでできる学級経営の推進を図る。
- 3 分かる授業の実施に向け、教職員間での授業公開を積極的に行い、指導力の向上に努める。
- 4 人権尊重の理念に基づく人権・同和教育、特別支援教育を推進する。
- 5 一人一人を温かく見守り育て、家庭・地域と一体となった道徳教育を推進する。
- 6 児童会活動において、いじめ等の人権に関わる問題を取り上げた集会を実施するなど、児童が主体的に取り組む活動を取り入れる。
- 7 縦割り班活動や校区の保・幼・小・中との交流を深め、思いやりの心を育てる。
- 8 家庭や地域、関係団体とともにいじめ問題について協議する機会を設け、いじめの防止に向けた地域ぐるみの対策を推進する。
- 9 年度当初に、いじめ問題に対する学校の基本方針や保護者の責任等を明らかにし、PTA専門部会や学校だより、ホームページ等で広報することで、保護者や地域の理解を図る。

【いじめ防止対策年間計画】

一 学 期	・PTA 専門部会・学級PTA の開催（いじめ問題に対する認識や対応についての周知） ・児童一人一人について実態を把握する機会（教育相談日、生徒指導情報交換会等）の設定 ・いじめに関するアンケートの実施（児童） ・個別懇談会 ・PTA 理事会の開催 ・学級PTA の開催
二 学 期	・児童一人一人について実態を把握する機会（教育相談日、生徒指導情報交換会等）の設定 ・いじめに関するアンケートの実施（児童） ・人権・同和教育参観日の開催 ・個別懇談会 ・校区別人権・同和教育懇談会の開催 ・PTA 理事会の開催
三 学 期	・児童一人一人について実態を把握する機会（教育相談日、生徒指導情報交換会等）の設定 ・いじめに関するアンケートの実施（児童） ・PTA 専門部会の開催 ・学級PTA の開催

【早期発見】

- 1 児童の生活の様子について、生徒指導情報交換会（調査集計結果の共有・児童の実態報告等）や職員朝会を活用し、常に情報を共有・蓄積する。
- 2 毎月、児童にいじめに関する調査を実施し、児童の実態把握に努める。
- 3 教育相談員との連携を深め、定期的に教育相談日を設けるなど、児童の悩みを積極的に受け止めることができる体制を整備する。
- 4 休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりして、いじめの早期発見・早期解決を図る。
- 5 教職員研修や保護者への啓発、児童への指導の機会を設けることで、いじめの未然防止に努める。
- 6 24時間いじめ相談ダイヤル（0570-0-78310）など、学校以外の相談窓口について、周知する。

【いじめに対する措置】※重大事態を含む

- 1 いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為をやめさせる。児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。いじめの兆候がある場合には、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を保護者等に連絡し、協力して対応する体制を整える。
- 2 いじめを察知した際、「**中山小学校いじめ防止対策委員会**」へ報告し、その情報を共有する。その後は、当該組織（構成メンバー：校長、教頭、教務主任、学級担任、生徒指導主事、養護教諭）が中心となり、速やかにその指導・支援体制を組み、対応の組織化を図る。
- 3 いじめられている児童から事実関係の聴取を行う。その後、心のケアや様々な弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。また、家庭訪問等により、確認した事実を保護者に伝え、今後の対応について情報を共有する。
- 4 いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合には、学校は組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとり、相当の期間が経過するまでは注視する。いじめの状況に応じて、教育委員会と連携の上、保護者の理解を得た上で特別の指導計画（出席停止を含む）を立てるほか、警察等との連携を含め、毅然とした対応を行う。
- 5 定期的にアンケート調査や個人面談を実施して、事実確認を行う。
- 6 いじめの「観衆」や「傍観者」にならないように、自分の問題として捉えさせる教育活動を進める。集団に対して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- 7 いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに伊予警察署に相談し、援助を求める。

＜重大事態への対応＞

重大事態とは

- ① いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合（自殺を企画した場合等）
- ② いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安。一定期間連続して欠席している場合も含む。）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ③ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

- 8 学校は、いじめの重大事態であると判断した場合、上記1～7の対応とするとともに教育委員会に報告の上、校内に組織を設け、調査を行う。その調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童や加害児童、その保護者に対して、事実関係やその他必要な情報を提供する。

【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること	○ 子どもの話を真剣に聞き、子どもの悩みや不安に気づきましょう。 ○ 子どもの様子が変だと思ったら、学校に相談し、協力して問題解決に取り組みましょう。 ○ 身体や金品などの被害にあったら、学校や警察などの諸機関に相談しましょう。 ○ わが子が「いじめる側」にならないように、日頃から話を聞いて聞かせましょう。
地域に求めること	○ 地域の子どもたちを温かく見守り、子どもたちに声を掛けましょう。 ○ いじめやしてはいけない行為を発見したら、注意し、家庭や学校に連絡しましょう。 ○ 子どもたちは「地域の宝」です。地域を子どもにとっての安らぎと学びの場としましょう。